

1. 件名：近畿大学原子力研究所の3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に係る設置者ヒアリング

2. 日時：令和2年11月4日（水）11時00分～12時10分

3. 場所：

(1) 原子力規制庁10階南会議室

(2) 近畿大学原子力研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

(1) 原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

塩川上席安全審査官、荒川安全審査官

(2) 学校法人近畿大学

近畿大学原子力研究所 准教授 他3名

5. 議事要旨

(1) 近畿大学原子力研究所（以下「近畿大学」という。）から、令和2年9月28日付けで申請のあった保安規定の変更認可申請について資料に基づき説明があった。

(2) 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について指摘を行なった。

- ・ 使用前事業者検査等を行う場合の検査体制（独立検査組織）並びに事業者検査責任者の組織及び職務内容について、保安規定の本文に明記すること。
- ・ 火災発生時に講ずべき措置に係る鎮火後の施設・設備の健全性確認及び報告について、地震発生時に講ずべき措置と同様に保安規定に明記すること。
- ・ 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断の妥当性について、放射性同位元素等管理班長以外の者が確認することを保安規定に記載すること。
- ・ 保安規定本文において下部規定が定められていることを明確にするため、保安規定本文に下部規定との関連付けを示すこと。

(3) 近畿大学から上記（2）の指摘事項について、補正を検討する旨の回答があった。

6. 配付資料

・ 近畿大学からの配付資料

資料1 品質管理基準規則及びその解釈と品質マネジメント計画  
（設置許可申請書本文、保安規定）対照表

資料2 保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表

資料3 保安規定審査基準（運転中：チェック用）